議員提出議案一覧表(意見書)

議員提出議案第23号

厚生労働省による「再編統合を求める424の公立・公的病院名公表」の撤回 を求める意見書(否決)

厚生労働省が、公立・公的病院の再編統合に向けた議論を促すとして、全国424の病院名を一方的に 公表したことに、地方自治体などから厳しい批判が上がっている。

全国一律の基準を設け、地方に押しつけるやり方は、地域の実情を踏まえない乱暴なやり方と言わざるを得ない。公立・公的病院のあり方は、住民の命と健康に直結する大きな問題であり、強引な推進は許されない。

厚生労働省が名前を公表したのは、地方自治体が運営する公立病院と日本赤十字社や社会福祉法人 恩賜財団済生会などが運営する公的病院である。重症者に対応する高度急性期病棟などがある全国1455 病院を分析し、がん治療や救急医療の実績が少なく、車で20分以内に似た診療実績のある別の施設が存 在する病院をリストアップしたものである。しかし、診療実績は地域の人口や年齢構成、その病院が置 かれている地方の特性を抜きに、画一的に論じられるものではない。診療のニーズがあっても医師を確 保できず、患者を受け入れられない事情もあるからである。また、豪雪・寒冷地かどうかの考慮もされ ずに、車の移動時間のみで判断することも不適切である。このような基準で、公立・公的病院の再編統 合を進めれば、ただでさえ医療提供体制が十分に整っていない現状に置かれている地域医療の現場が、 一層疲弊してしまうおそれもある。

厚生労働省は、「機械的な対応はしない」、「強制はしない」と繰り返すが、公表した病院名リストの撤回を求める声には応じようとしていない。住民や医療現場、地方自治体の声を置き去りにし、公立・公的病院の再編統合を加速させる狙いもある「再編統合を求める424の公立・公的病院名公表」を撤回することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月24日

議員提出議案第24号

大学入学共通テストの記述式問題導入を中止し、 大学入試改革の根本的見直しを求める意見書(可決)

2020年度からの導入が検討されている大学入学共通テストでは、延期された英語民間試験の利用だけではなく、国語、数学に記述式問題を導入することにも批判が上がっている。大学入学共通テストの記述式問題の導入は、「思考力・判断力・表現力」の評価のためとされているが、記述式答案は受験生のさまざまな思考や表現によって書かれるため、出題者の想定を超える答案もあり、そのたびに採点基準を見直し、採点をやり直す作業が発生する。

また、50万人以上が受験する大学入学共通テストで、多様な記述答案を20日以内に公正に評価をすることは不可能である。採点を請け負う株式会社学力評価研究機構は、1万人の採点者を確保するとしているが、その多くは学生などのアルバイトである。受験生から「公正な採点がされないのではないか」と不安の声が上がるのも当然である。

さらに、現行の大学入学者選抜大学入試センター試験は、選択式(マークシート式)問題のため、 受験生による自己採点が可能であるが、記述式問題ではこれも困難となる。独立行政法人大学入試セン ターが2回実施した試行テストでは、自己採点と採点結果が一致しなかった割合が約3割に上った。こ れでは、一次試験の自己採点を踏まえて二次試験で出願する大学を決定する、40年来続けられてきた 「システム」も壊れることとなる。

何より、採点業務を民間に委託すること自体が、入試の信頼性を損なう大きな問題である。独立行政法人大学入試センターでは、採点マニュアル作成のため、株式会社学力評価研究機構に試験問題を試験実施前に閲覧させることが明らかとなったが、これでは試験問題が漏洩してしまうおそれもある。このほか、大学入試改革の決定過程に対してさまざまな疑念も深まっている。

受験生が抱く不安を払拭できないことから、下記の事項について実現するよう求める。

記

- 1 大学入学共通テストの記述式問題導入を中止すること。
- 2 全ての受験生が安心して受験ができるよう、受験生、保護者及び教育機関などの意見を聞き、大学 入試改革を根本から見直すこと。
 - 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月24日

議員提出議案第25号

被災者生活再建支援法の改正を求める意見書(可決)

近年、自然災害が激甚化、広域化、長期化している。本年も、令和元年台風第15号、令和元年台風第19号の被害などにより、多くの住民が被災した。こうした中で、被災者生活再建支援制度の適用対象外となるケースが多数発生している。したがって、被災した住民の生活再建を支援していく制度を拡充することは喫緊の課題である。

都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援する被災者生活再建支援法が、1998年5月に成立し、1999年から適用が開始された。これまで、2004年、2007年に大幅な法改正があり、一定の改善が図られている。

しかしながら、同一の災害による被災にもかかわらず、災害規模の要件が当てはまらず適用対象外となり、被災者間に不均衡が生じている事例や、住宅の建設、購入、補修費など多額の支出を要する住宅の再建に現行の支給額では不十分であるといった問題など、災害規模や支給対象、支給限度額などの課題が浮き彫りとなっている。

被災した住民の生活再建のためには、特に、住宅再建に対する手厚い支援が求められており、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するよう、国によるさらなる支援及び制度の拡充が必要である。

よって、国に対し、下記の事項について実現するよう強く求める。

記

- 1 被災者生活再建支援法を改正し、被災者生活再建支援金のうち加算支援金の額を2倍に引き上げ、 被災者生活再建支援金全体の最高額を引き上げること。
- 2 被災自治体の負担を軽減するため、被災者生活再建支援法を改正し、被災者生活再建支援法人に対

する国庫補助率を上げること。また、都道府県の追加拠出に対し、過去と同等の地方財政措置(起債充当率100%、償還に対する交付税措置80%)を講じること。

3 被災者生活再建支援金の支給対象となる世帯の範囲については、半壊世帯の全ての被災者及び局地 的な災害の被災者の生活再建を支援する観点から、被災した世帯の実情に応じた柔軟な対応を可能 とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月24日

議員提出議案第26号

CSF(豚コレラ)の早期終息に向けた緊急かつ具体的な対策を求める意見書(可決)

昨年9月に国内で26年ぶりに発生したCSFは、関係者による懸命の努力にもかかわらず、これまでに15万頭を超える殺処分が行われるなど甚大な被害をもたらしている。また、感染地域についても、養豚の主要産地を擁する関東圏まで広がるなど、終息が見通せないどころか、さらなる広域化の様相を呈している。この状況は、CSF対策が新たな局面に入ったと認めざるを得ない。

よって、政府においては、今回の事態を国家レベルの危機事案と受けとめ、養豚農家が今後も安心して経営を続けられるよう、CSF終息に向けた下記の事項について緊急かつ具体的に取り組むことを強く求める。

記

- 1 飼養豚へのワクチン接種を速やかに進めるとともに、ワクチン接種後の接種豚の円滑な流通について、取引価格の下落や風評被害が生じないよう、あらゆる手段を講じること。
- 2 今般のCSF拡大の主要因となっているCSFに感染した野生イノシシの拡大を抑止するため、野生イノシシの捕獲強化や戦略的な経口ワクチンベルトの構築を行うこと。
- 3 現在、アジアにおいて発生が拡大しているASF (アフリカ豚コレラ)の国内侵入を防止するため、罰則の強化も含めた一層の水際対策の強化、徹底を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月24日

議員提出議案第27号

あおり運転に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書(可決)

本年8月、茨城県内の常磐自動車道で、男性が執拗なあおり運転を受けて車を停止させられ、容疑者から顔を殴られるという事件が発生した。また、平成29年6月には、神奈川県内の東名高速道路において、あおり運転を受けて停止した車にトラックが追突し、夫婦が死亡している。こうした事件・事故が相次ぐ中、あおり運転を初めとした極めて悪質・危険な運転に対しては、厳正な対処を望む国民の声が高まっている。

警察庁は、平成30年1月16日に通達を出し、道路交通法違反のみならず、危険運転致死傷罪や暴行 罪等のあらゆる法令を駆使して、厳正な取り締まりに取り組んでいるが、いわゆるあおり運転に対する 規定がなく、防止策の決め手とはなっていない。今後は、あおり運転の厳罰化に向けた法改正の検討や 運転免許の更新時講習等における教育のさらなる推進及び広報啓発活動の強化が求められるところであ る。

よって、政府においては、今や社会問題化しているあおり運転の根絶に向け、安全・安心な社会交通を構築するため、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

訂

- 1 あおり運転の規定を新たに設け、厳罰化については、危険運転を行った場合のみでも道路交通法 上、厳しく処罰される海外の事例なども参考としながら、実効性のある法改正となるよう、早急に 検討を進めること。
- 2 運転免許更新時における講習については、これまでの交通教則における講習に加え、あおり運転等 の危険性やその行為が禁止されていること及びその違反行為に対しては取り締まりが行われること についての講習も行うこと。また、更新時講習に使用する教本や資料などに、これらの事項を記載 すること。
- 3 広報啓発活動については、あおり運転等の行為が禁止されており、取り締まりの対象となること や、あおり運転を受けた場合の具体的な対処方法などについて、警察庁及び都道府県警察のホーム ページ、SNSや広報誌などを効果的に活用し、周知に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月24日

議員提出議案第28号

スマート農業の実現による競争力強化の加速を求める意見書(可決)

農林水産業や食品産業の現場では、依然として人手に頼る作業や熟練者でなければできない作業が多く、省力化、人手の確保及び負担の軽減が大きな課題となっている。例えば、機械化が難しいとされ手作業でなければできない危険な作業やきつい作業が残されていたり、選果や弁当の製造・盛りつけなど多くの雇用労力に頼っているが、労働力の確保が困難であったり、1人当たりの作業面積の拡大といった点に改善が期待されている。

こうした状況を打破するため、政府は、2022年度までにさまざまな現場で導入可能なスマート農業技術が開発され、農業者のスマート農業に関する相談体制が整うなど、スマート農業の本格的な現場実装を着実に進める環境を整えるため、「農業新技術の現場実装推進プログラム」に即した取り組みを進めようとしている。これにより、農業現場が抱える農業従事者の減少や農業の生産性の向上といった課題に対応することが期待されるが、おのおのの施策が現場において着実に推進されなければならない。

よって、「農業新技術の現場実装推進プログラム」が農業者だけでなく、企業、研究機関及び行政機関などの関係者を巻き込んで推進できるよう、下記の事項について取り組むことを求める。

記

- 1 農業経営の将来像を示し、先進的な農業経営の姿を地元の生産条件を加味し、営農類型をよく把握した上で提示すること。
- 2 技術ごとのロードマップを示し、実証・市販化・普及を農業者が求める技術やサービスとして提示できるよう現場の意見を把握しながら推進すること。
- 3 技術実装は、失敗と成功の不断の努力が必要であり、KPI (目指すべき姿)を把握しつつも農業の特性に応じた中長期の実践を支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員提出議案第29号

令和元年台風第19号等からの復旧・復興に向けた対策を求める意見書(可決)

令和元年台風第19号等の影響により東北、信越、関東及び東海にかけて、河川の堤防が決壊したほか、越水などによる浸水被害や土砂災害などが広範囲に渡り多数発生し、各地に甚大な被害をもたらした。令和元年台風第15号による被害の爪跡が残る地域では、追い打ちをかけるような事態となった。

政府においては、被災直後から迅速な救助・救出活動や避難支援などの応急対応とともに、早期復旧に向けたさまざまな取り組みに総力を挙げてきたところであるが、どこまでも被災者第一で、今後の生活支援、早期の住まいの確保及び産業・生業の支援など、被災者に寄り添った支援が求められる。

また、水道や電気等のライフライン、鉄道や道路等の交通インフラの早期復旧、決壊した河川の堤防等では、二度と災害を起こさない改良復旧を強力に推進するとともに、ソフト・ハード両面にわたる復旧・復興に向けた総合的な支援策を強力に講じるよう下記の事項について強く求める。

記

- 1 被災者の一日も早い生活再建のため、既存制度の対象拡大や要件緩和など弾力的な運用を行うこと。
- 2 医療施設、社会福祉施設及び学校教育施設等の復旧、再開に向けて、必要な支援を行うこと。
- 3 商工業や農林水産業の早期事業再開のため、被災した事業用建物、設備及び機材等の復旧を支援する補助制度を創設すること。
- 4 被災地の風評被害払拭のため、旅行商品・宿泊料金の割引等に対して必要な観光支援を行うこと。
- 5 被災地の切れ目ない復旧・復興の推進のため、復旧作業の進捗を見きわめつつ、補正予算の編成に ついて適切に判断すること。
- 6 「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」の計画どおりの遂行と、期間終了後も必要と なる対策が講じられるよう、継続して予算措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月24日